

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県成田市

2 構造改革特別区域の名称

ふれあいセダン特区成田

3 構造改革特別区域の範囲

成田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

成田市は、昭和 29 年 3 月 31 日、町村合併促進法により成田町・公津村・八生村・中郷村・久住村・豊住村・遠山村の 1 町 6 か村が合併し、人口約 45,000 人で誕生した。本市は、千葉県の北部中央の北総台地に位置し、北は利根川、西は印旛沼に接し、東南は広大な北総台地が連なっている。首都東京からは 50～60km 圏にあり、市域は東西 13.6km、南北 17.0km で、その面積は 131.27 平方 km となっている。

昭和 30 年代から 40 年代初めまでは田園地帯として、また、成田山新勝寺を中心とした門前町として穏やかに発展し、昭和 41 年に成田空港の設置が閣議決定されてからは、開港に向けて空港建設のほか、工業団地や住宅地の造成、道路や鉄道などの交通網の整備などが進められ、短期間に大きな変貌を遂げた。昭和 53 年に成田空港が開港され、平成 14 年には 2 本目の滑走路となる暫定平行滑走路が供用開始となり、平成 16 年度における航空機の発着回数は 18 万 6 千回、国際線旅客も 3,063 万人と、現在本市は世界にひらく国際都市として重要な役割を担っている。

流通と工業の発展に伴い、本市における定住人口は年々増加し、平成 17 年 3 月 31 日現在は 98,708 人となっており、県内 77 市町村中の 16 番目となっている。しかし、開発時に転入してきた人々が高齢期に差し掛かっており、平成 17 年 3 月 31 日現在の高齢化率は 13.8% となっている。高齢者は毎年 500 人程度の増加があり、今後も高齢化は年々進んでいくと考えられる。

〔 移動制約者の状況 〕

移動制約者(介護保険の要介護・要支援者、身体障害者及び知的障害者、精神障害者であって単独での移動が困難な者)は、次のとおりである。

(1) 介護保険の要介護・要支援認定者

平成 17 年 3 月 31 日現在の要介護(要支援)認定者数(表 1 参照)は 1,662 人,その内第 1 号被保険者は 1,583 人で,高齢者人口の 11.5%であり,うち居宅介護(支援)サービス受給者数(表 2 参照)は 1,051 人,その内第 1 号被保険者は 992 人で,同人口の 7.2%である。このうち,要介護 3 以上の 300 人(居宅サービス受給者の 28.5%)については,輸送に福祉車両を必要とすると考えられる。一方,要支援,要介護 1 及び 2 の者については 751 人(居宅サービス受給者の 71.5%)おり,これらの者についても移動に制限があるものの必ずしも輸送に福祉車両を必要とはしないため,セダン型を利用した福祉有償運送による輸送の充実が望まれる。

表 1 要介護(要支援)認定者数 平成 17 年 3 月 31 日現在(単位:人)

区 分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	293	468	232	204	205	181	1,583
65 歳以上 75 歳未満	48	88	35	38	22	30	261
75 歳以上	245	380	197	166	183	151	1,322
第 2 号被保険者	8	35	14	10	7	5	79
総 数	301	503	246	214	212	186	1,662

表 2 居宅介護(支援)サービス受給者数 平成 17 年 3 月 31 日現在(単位:人)

区 分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	203	351	154	123	90	71	992
第 2 号被保険者	4	26	13	9	2	5	59
総 数	207	377	167	132	92	76	1,051

(2) 身体障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳の所持者数は 1,949 人(表 3 参照)で,前年より 81 人増加している。その内移動制約者となる視覚障害者は 138 人,また移動制約者となり得る肢体不自由者は 1,098 人,内部障害者は 529 人(いずれも表 3 太枠内)を数える。うち,肢体不自由者については,1・2 級の者が輸送に福祉車両を必要とすると考えられる。

中・軽度の肢体不自由者,視覚障害者については,単独での移動に制限があり,公共交通機関については支障があるため利用されていない状況で,障がい重複していない場合には,必ずしも福祉車両を必要としないことから,セダン型を利用した福祉有償運送による輸送の充実が望まれる。

表 3 身体障害者手帳取得状況

平成 17 年 4 月 1 日現在(単位:人)

等級	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1	56	8	-	281	299	644
2	32	56	-	315	3	406
3	12	20	17	163	98	310
4	11	30	4	187	129	361
5	19	0	-	92	-	111
6	8	49	-	60	-	117
計	138	163	21	1,098	529	1,949

(3) 知的障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在の療育手帳所持者数は 363 人(表 4 参照),うち重・中度の知的障害者は 267 人(表 4 太枠内)を数える。知的障害者は,交通法規の理解,安全確認などできない者が多く,また,介護者や環境が変わることによってパニックに陥る者も多い。

輸送に際しては,環境が変わらぬよう運転者が同一の者であることが理想的で,このため,肢体不自由との重複障害がない知的障害者,特に重・中度の者は,心の拠りどころとなるホームヘルパーが直接運転することが望ましい。

以上により,通常ホームヘルパーが訪問活動に使用しているセダン型を利用した福祉有償運送による輸送が望まれる。

表 4 知的障害者の障害別状況

平成 17 年 4 月 1 日現在(単位:人)

18 歳未満			18 歳以上			計
重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
32	20	40	121	94	56	363

(4) 精神障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 180 人(表 5 参照),うち 1 級の障害者 25 人については,心を許した介護者と一緒であるならば,初めて外に出ることができるようになる者も多い。輸送に際しても,このような介護者が運転を行うことにより,引きこもりの傾向がある者も外出を促進することができると考えられる。

以上により,通常ホームヘルパーが訪問活動に使用しているセダン型を利用した福祉有償運送による輸送が望まれる。

表 5 精神保健福祉手帳交付状況

平成 17 年 4 月 1 日現在(単位:人)

等級	1 級	2 級	3 級	計
人数	25	111	44	180

〔 公共交通機関の状況 〕

市内の交通機関は、鉄道は JR 成田線、京成本線が運行されており、また、鉄道空白地帯を補うように千葉交通バス、JR 関東バス、公共施設循環の各路線バスが運行されている。

しかし、鉄道については市内に 11 ヶ所の駅があるものの、そのうち 5 ヶ所の駅については成田空港内に設置されているため日常生活に利用することはなく、それ以外の 6 ヶ所の駅についても 3 路線が乗り入れている JR 成田駅、特急・急行が停車する京成成田駅を除いて、運行本数が 1 時間に 2 本程度しかなく、利便性は確保されていない。

また、バスについては運行していない地域もあり、運行本数も各路線とも通勤・通学時間を除くと 1 時間に 2 本程度しかなく、さらに、市内運行車両計 93 台中ノンステップ・ワンステップ等のバリアフリー対策については、25 台にしか施されていないため、移動制約者にとっては利用しづらい状況である。

タクシーについては、市内に個人・法人合わせて 12 事業所、運行車両も 250 台と充実しているが、成田空港があるため空港周辺に集中しており、利用客の大半は空港利用者が占めている。

こうした状況から、市内の移動は自家用車が中心となっているが、移動制約者のいる世帯には、自家用車を持たない世帯や、運転できる人がいない世帯も少なくない。本市では福祉タクシー料金助成や福祉カーの貸出等の施策を実施し移動制約者の外出機会の増加を図っているが需要に対応し切れておらず、更なる移動手手段の確保が課題となっている。

〔 福祉輸送体制の状況 〕

(1) 福祉車両の状況

重度の心身障がい者及び視覚・下肢・体幹障がいの 3 級以上の方が通院などの外出のため、タクシーを利用した場合、2,000 円を限度として料金の半額を助成する福祉タクシー料金助成事業の契約事業者は本市内外に 19 社あり、利用の大半を占める市内のタクシー会社 3 社(成田タクシー、参光タクシー、千葉交タクシー)は計 164 台の車両を所持しているが、福祉車両は所持していない。(表 6 参照)

表 6 福祉タクシー利用実績

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
延 利 用 件 数 (件)	4,399	4,838	5,546	5,556	6,692
助 成 額 (千 円)	5,376	5,857	6,392	6,446	7,619

(2) 訪問介護事業者・NPO 法人等の介護輸送体制の状況

市内の訪問介護事業者の内、道路運送法第 4 条による許可を受け通院等乗降介助を行っている事業者は 3 社で、25 台の車両(うち福祉車両 6 台)について許可を受けている。

また、道路運送法 80 条第 1 項による許可については、現時点で 2 法人(訪問介護事業者でもある NPO 法人が 1 法人、社会福祉法人が 1 法人)が「NPO 等によるボランティア輸送

としての有償運送における使用車両の拡大事業」の特例適用を含め要望している。

5 構造改革特別区域計画の意義

成田市全域における福祉輸送サービスの活性化を図るため、規制緩和を行い既存の社会福祉法人やNPO法人等の活力を引き出すとともに、移動制約者が健常者と同じように移動できるような体制を整備しようとするものである。

福祉車両による輸送サービスは非常に有効であるものの、車両台数に限りがあり、現在、全ての移動制約者の要望に対応し切れていない状況である。

また、居宅介護サービスを受給している介護度が3以上の要介護者及び車椅子等の補装具を利用しなければならない重度の身体障害者に対しては福祉車両による移送が基本であると考えられるが、ゆっくりではあるが歩行できる要介護者や肢体不自由者、視覚障害者、人工透析等の内部障害者、知的障害者及び精神障害者に対してはセダン型等の一般車両による輸送サービスにより対応可能と考えられる。

よって、ゆっくりではあるが歩行できる要介護者や肢体不自由者に対しては介護予防となる外出支援を積極的に行うため、視覚・内部障害者に対しては目的地に到達するための手助けとして、また、知的・精神障害者に対しては治療促進のための外出支援として、セダン型等の一般車両による輸送を可能にすることにより移動制約者が福祉輸送サービスを少しでも多く利用できるよう運行車両の拡大を図り、その外出する機会を増やすことにより、地域交流や社会参加を促進するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置によるセダン型等の車両を使用した福祉有償運送事業を実施することにより、居宅介護事業者等が移送サービスを行い、要介護者や障害者など移動制約者の生活の利便性を向上させ、更に家族等の介護人の移動、それに伴う時間の制約等介護に要する負担の軽減が見込まれる。

これにより移動制約者の社会参加と介護人の社会参加・就労機会の促進を図ることを目標とする。また、急に移送が必要になった際も、運行車両の増加により早急な対応が可能になると見込まれる。

本市では、成田市総合計画及び成田市総合保健福祉計画に基づき施策を実施してきたが、現状では移動制約者に対する移送サービスの供給量は不足しており、移送については介護人に少なからず依存している状況である。移動制約者の生活の向上を図ると共に介護人が移動制約者の移送に多大な時間を割かれている点を改善し、介護人が自らの時間を作れるようにして、移動制約者・介護人共に「住みなれた地域で安心して暮らせる福祉都市 成田」を実現するため努めるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

社会福祉法人やNPO法人等による有償運送における使用車両の拡大を行うことにより、運行車両の数は増加する。

これにより、移動制約者は従来から受けていた福祉や医療のサービスを引き続き受けられるばかりか、これまでの公的サービスでは諦めていた地域行事への参加なども可能となり、移動制約者の地域交流や社会参加が促進される。また、輸送による外出支援が要介護者への介護予防や視覚・内部障害者への通院支援、知的・精神障害者への治療促進となると考えられることから、施設入所や社会的入院の減少が見込まれる。

また、社会福祉法人やNPO法人等の活動が促進されるため、負担が軽減された介護者が社会参加することにより新たな雇用が見込まれ、消費の拡大等の経済効果も見込まれる。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー料金助成事業

ア 内容、対象者

重度の心身障がい者及び視覚・下肢・体幹障がい者の3級の者が通院などの外出のためにタクシーを利用した場合、料金の半額(利用券1枚につき限度額2,000円。交付枚数は、月当たり4枚。ただし人工透析者は8枚。)を助成している。

イ 利用実績

利用券交付状況及び助成状況については、表6参照。

ウ 契約事業者

19社(うち、本市内に事業所を持つ事業者は12社)。

表6 福祉タクシー利用実績(再掲)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
延利用件数(件)	4,399	4,838	5,546	5,556	6,692
助成額(千円)	5,376	5,857	6,392	6,446	7,619

(2) 福祉カーの貸出事業

ア 内容, 対象者

障がい者及び高齢者の通院や旅行等に車いす・寝台ごと利用できるリフト付ワゴン車(ゆうあい号)を燃料費のみ自己負担にて貸し出している。

イ 利用実績

貸し出し件数及び決算額については, 表 7 参照。

表 7 福祉カーの貸出実績

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
貸出件数(件)	57	76	86	107	116
決算額(円)	210	345	303	337	251

(3) 障がい者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成 15 年 4 月から開始された身体障害者, 知的障害者, 障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅福祉サービスの居宅介護事業において, 介護保険制度にはない「移動介護制度」があり, 全身性障害者, 視覚障害者, 知的障害者, 障害児の外出支援を目的としている。

ア 内容

通勤, 通学を除き, 外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。

イ 対象者

身体障害者手帳所持者, 療育手帳所持者

ウ 費用

利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容, 実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

成田市福祉有償運送協議会において認められた特別区域内で活動する社会福祉法人，NPO法人，医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

成田市内で活動を行う社会福祉法人，NPO法人，医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が成田市

(3) 事業により実現される行為

成田市内で活動を行う社会福祉法人，NPO法人，医療法人及び公益法人で福祉輸送サービスを行う者が，使用権原を有する一般車両を用い，要介護(要支援)認定者，身体障害者，知的障害者，精神障害者等の移動制約者であらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例規制の内容

本市における移動制約者は，要介護(要支援)認定者 1,662 人，身体障害者 1,949 人，知的障害者 363 人，精神障害者 180 人となっている。

平成 16 年度から規制が緩和された道路運送法 80 条第 1 項の福祉車両によるボランティア輸送は，福祉車両が充分整備されていない大部分の社会福祉法人，NPO法人等にとっては，その活用がなされていない状況である。また，要支援，要介護 1 及び要介護 2 に認定された者，障がい重複していない中・軽度の肢体不自由者・視覚障害者・知的障害者・精神障害者については，必ずしも福祉車両を必要とはしないが，単独での移動や公共交通機関の利用に制限や支障があるため，セダン等の一般車両を用いた福祉有償運送の充実が望まれている。

以上により，さらなる規制の緩和により有償運送における使用車両をセダン等の一般車両にまで拡大することによって，移動制約者の移動手段の選択肢を拡げるとともに，社会福祉法人，NPO法人等の活力を引き出し，本市域における福祉輸送の活性化を図るものである。

(1) 成田市福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送の必要性並びにこれを行う場合における安全性の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため，成田市主宰のもと，関係機関による成田市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会の事務局は本市社会福祉主管課に置く。

ア 協議会の構成員は次の者とする。

(ア) 成田市長が指名する職員

(イ) 千葉運輸支局長が指名する職員

(ウ) 福祉団体（福祉有償運送事業の事業主体となる団体を除く。）の構成員

(エ) 市民の代表

(オ) バス等公共交通機関及びタクシー等関係交通機関の長が指名する職員

イ 苦情処理

苦情処理の窓口を協議会事務局に設ける。事務局は協議会が開催された際、苦情内容を報告する。

(2) 運送主体

成田市で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）、医療法人又は公益法人で、協議会の議決を経て許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

ア 運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、協議会において認められた者及びその介護人とする。

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び同条第4項にいう「要支援者」

(イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

(ウ) その他肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関の利用が困難な者。

イ 対象者の管理

運送主体は、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定・身体障害者手帳等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

ウ 苦情処理

運送主体は、利用者の苦情受付について、会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

福祉有償運送の使用車両は、以下に示す要件を満たす車両とする。

ア 使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。

この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面に有償運送の管理及び運営、特に事故発生・苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確に記載されていること。

また、利用者に対し、事故発生・苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明らかにされていること。

イ 福祉車両は、車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であることを要するものとする。

ウ 福祉車両以外の使用車両については、協議会の協議により認められたセダン型等の車両であること。

エ 外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を次のとおり表示すること。

1 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字

2 文字はステッカー、マグネットシートによる横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合には、協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法(昭和35年法律第105号)違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

ア 申請日前の3年間において運転免許停止処分を受けていないこと。

イ 社団法人 全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者

ウ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者

エ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること又はその計画があること。

(7) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額(時間制によるものを含む)の概ね2分の1以下に定めるものとする。

(8) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。